
監 査 委 員 公 表

監査委員公表第2号

平成31年3月12日付H30-21000-00918、H30-21000-00952及びH30-21000-00911の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月30日

長崎県監査委員	濱 本 磨毅穂
同	砺 山 和 仁
同	山 田 朋 子
同	山 本 由 夫

H31-01090-01531

令和元年5月31日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	山田	朋子	様
長崎県監査委員	山本	由夫	様

長崎県知事 中村 法道

平成30年度行政監査結果に係る措置について（通知）

平成31年3月12日付 H30-21000-00911 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
<p>所属名：(食品安全・消費生活課、国保・健康増進課、県央振興局、島原振興局、県北振興局、五島振興局、上五島支所、杵岐振興局、対馬振興局、計量検定所、環境保健研究センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター、開成学園、工業技術センター、農林技術開発センター、農業大学校)</p>	
<p>第3-2-(2) 法定点検等の実施漏れについて</p>	
<p>法定点検等の実施状況について、監査対象公用車の630台を対象に確認したところ、平成29年度に県において法定点検等を行う必要のあった公用車は373台あったが、実際に適切に法定点検等を行っていたのは307台であり、22所属において、66台の実施漏れがあった。これについて実施漏れのある車両の台数を実施必要車両の台数で割った実施漏れ率を算出すると、17.7%であった。</p>	<p>【食品安全・消費生活課】 平成30年度においては、法定点検の実施時期に適切に実施しました。 また、公用車を運転する職員が携帯する運行日誌のファイルに車検及び法定点検の実施時期を明記した一覧表を貼付し、点検漏れを防止するよう努めています。</p>
	<p>【国保・健康増進課】 平成31年3月(3/26車検有効期限)に車検を行ったところ。歯科診療車は、3ヶ月毎の法定検査の対象となっていることから、今後は、6月、9月、12月、3月に法定点検を受ける予定です。(平成31年度予算を確保済) また、班の年間スケジュール表に法定点検月を記載するとともに、毎週行っている班ミーティングにおいて、班員に情報共有し、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>【県央振興局】 法定点検管理簿を作成し、点検月の前月上旬に、対象車両の情報を公用車管理担当主管課へメールで周知し、点検漏れがないようにチェック体制を構築しました。 また、各公用車の運行日誌にも法定点検実施月及び車検満了期限を記載し、同様の内容を公用車内の見やすいところへ表示することとしました。</p>
	<p>【島原振興局】 法定点検について年間スケジュールを作成し、執務室内に掲示しています。 また、平成30年度末に車両を管理する部署の担当者(保健部、農林部、建設部)を集めて法定点検日及び車検日を明確にわかるようにメンテナンス一覧表を車内に掲示又運行日誌に添付するように改めていくように注意喚起を行いました。</p>

【県北振興局】

所有する車輛の法定点検、車検満了日等の期日を一覧表に整理し、執務室への掲示や共有フォルダ内での閲覧などを行っています。あわせて、運行日誌にも点検日等の記載を行い、複数の職員で管理する体制に改めております。

【五島振興局】

公用車の法定点検日を記載したカレンダーを作成し、また、担当者のスケジューラーにも法定点検日を記載することとしました。

今後実施漏れがないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。

【上五島振興局】

法定点検の時期が車種ごとに異なっておりますが、このことについての理解が不十分でありました。

そのため、法定点検の時期を再度確認するとともに、次回の法定点検の時期を車内に表示し、点検漏れがないよう努めてまいります。

【壱岐振興局】

法定点検等の漏れについては、道路運送車輛法第48条の規程に基づき、今後は適切に実施してまいります。

また、自所属においては、車輛ごとの担当者を配置するとともに、適正な実施時期を確認できるようスケジュール表を整備し、複数人で確認し合う体制に努めてまいります。

【対馬振興局】

平成31年3月6日付管財課長通知に示された防止対策を実施するとともに、総務課においても局内各所属の法定点検実施状況を把握し、期限前には総務課から点検実施を促す連絡を各所属に行うことで再発防止を図ってまいります。

【計量検定所】

平成30年度においては、公用車2台について法定点検の実施時期に適切に実施しております。

また、公用車を運転する職員が携帯する運行日誌のファイルに車検及び法定点検の実施時期を明記した一覧表を貼付するとともに、本庁においても実施時期に関する情報を共有し、点検漏れを防止するよう努めています。

【環境保健研究センター】

車検及び法定点検時期を明記した点検一覧表を作成し、運転日誌保管場所へ貼付、またスケジュールへの明記により、法定点検整備の時期を全職員へ周知徹底しております。

さらに当センター総務課内において常に情報を共有し、再発防止に努めてまいります。

【佐世保こども・女性・障害者支援センター】

法定点検日を車輻に設置している点検簿に明記するとともに、複数の職員のスケジュールに点検予定日を登録し、朝礼時に確認を行い、再発防止に努めてまいります。

【開成学園】

公用車運行日誌の表紙等に定期点検整備日を目立つように表示する等の対策を講じ、点検整備を確実に実施してまいります。

【工業技術センター】

指摘があった小型貨物自動車(平成30年8月28日車検済み)については、法定点検(6ヶ月点検)を平成31年2月22日に実施しました。

今後も関係法令を遵守するよう努めてまいります。

【農林技術開発センター】

農林技術開発センター果樹・茶研究部門では、公用車3台を所有しているうちの1台について、29年度に6ヶ月点検の実施漏れがありました。

平成30年度からは、年間整備スケジュール表を作成し、以後は漏れなく実施しております。

今後、同様の事案が生じないよう、職員相互によるチェックや、関係規則等の遵守を職員に徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。

	<p>【農業大学校】 農業大学校総務課のスケジューラーに全公用車の車検日、法定点検日を1ヶ月前の日から登録し、課内打ち合わせの際に表示させることにより情報共有し実施もれが生じないようにしました。</p> <p>また、学科が管理している公用車につきましては、学科長のスケジューラーにも同様に登録をいたしました。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう、職員相互によるチェックや、関係規則等の遵守を職員に徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
<p>所属名：(観光振興課、医療政策課、障害福祉課、道路維持課)</p>	
<p>第3-2-(2) 法定点検等の実施漏れについて</p>	
<p>貸付先において法定点検等を行う必要のあった車両は28台であったが、実際に適切に法定点検等を行っていたのは10台で、5所属において、18台の実施漏れがあり、実施漏れ率は64.3%と高率となっていた。</p>	<p>【観光振興課】 法定点検等の実施漏れが判明した時点で貸付先と協議を行い、適切な法定点検を実施することとしました。平成30年度においては、適切に実施されております。</p> <p>【医療政策課】 貸付先に点検台帳を整備させ、適切に法定点検を実施するよう指導いたしました。</p> <p>【障害福祉課】 指摘を受け、貸付先に対して法定点検時期の確認を行うとともに、点検後は法定点検用点検整備記録簿(写)の送付を依頼し、法定点検等の実施漏れがないよう確認を行ってまいります。</p> <p>【道路維持課】 指摘がありました県立都市公園の指定管理者に貸付けている3台のうち1台は廃車済みであり、残る2台(ダンプ、軽貨物)について、それぞれ6月と1年点検を確実にを行うよう指導しており、毎年度終了後に行う指定管理者への監査時に実施状況の確認を行う予定としております。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名：(環境保健研究センター、肉用牛改良センター)	
第3-2-(3) 車検切れについて	
<p>行政監査に先立って実施した前期の定期監査で、1所属において、有効な車検証の交付を受けていない(いわゆる「車検切れ」)状態等で運行した公用車が確認されたことから、平成29年度に車検等を行う必要のあった301台を対象に確認したところ、さらに、別の1所属において、車検切れを起こした状態で運行の用に供されたものが1台見受けられた。</p>	<p>【環境保健研究センター】 車検及び法定点検時期を明記した点検一覧表を作成し、運転日誌保管場所へ貼付、公用車ごとの日誌保管引き出しに車検有効期限を貼付、スケジューラーへの明記、また、運転日誌に車検証の写を添付、更にひと目でわかるよう車検有効期限を貼付し、公用車使用時に必ず確認するよう全職員へ周知徹底しております。 さらに当センター総務課内において常に情報を共有し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>【肉用牛改良センター】 当該車両は貨物車で1年毎の毎年車検でしたが、総務課担当が乗用車と勘違いして2年車検と思い込み車検証の確認を怠っておりました。また、所属としても公用車の車検・法定点検時期の整理をしておりませんでした。 このため、公用車4台の車検・法定点検時期がわかる一覧表を作成し、所長・次長・総務課長・担当職員で情報を共有しました。 また、総務課長、担当職員のスケジューラーに車両ごとの車検日・法定点検日を入力及び各車両のフロントパネルに次回車検満了日を表示し、公用車運転日誌の表紙に次回車検満了日を目立つ黄色テープで表示するとともに、例月の月間行事予定表に車検満了日・法定点検日を明記し、職員全員に意識付けを行いました。 今後は、日頃から職員全員が法令順守の意識を持って、再発防止に努めてまいります。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
<p>所属名：(管財課、廃棄物対策課、福祉保健課、長崎港湾漁港事務所、島原振興局、東京事務所、諫早食肉衛生検査所、川棚食肉衛生検査所、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センター、石木ダム建設事務所)</p>	
<p>第3-3-(1) 一者随意契約について</p>	
	<p>【管財課】 現在では、複数見積徴取に改めております。</p>
	<p>【廃棄物対策課】 法定点検、車検等の委託契約について、長崎県財務規則や入札関係の各マニュアル遵守を徹底し、今後予定価格が3万円を超える場合は、複数者からの見積り合わせによる契約を実施してまいります。</p>
	<p>【福祉保健課】 指摘を受け、公用車の法定点検、車検等の委託契約について、今まで行っていた一者随意契約を改め、複数の業者から見積書を徴取し、見積り合わせを実施するよういたしました。</p>
	<p>【長崎港湾漁港事務所】 平成29年度中に点検整備が必要な公用車5件のうち新長崎漁港駐在で使用する公用車1件について、ブレーキ故障により最寄の修理会社へ当該車両を持ち込み、緊急に点検・修理を行ったものであり、財務規則第106条第1項第3号により持ち込み先の修理会社に相手先が特定されるものとして施行したものです。 その他の公用車の点検・整備にかかる契約については複数見積合せにより、適切に実施しており、今後も適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

契約の目的・性質により相手方が特定される場合等の理由があるものについては見積り合わせを省略する(以下「一者随意契約」という。)ことができるため、所属によっては次のような理由により一者随意契約を行っていた。すなわち、「業者から見積書を徴取するためには、車両を預け、整備工場で専用工具や検査機器類を使用して検査を行いながら修理や部品交換が必要な箇所を抽出させることとなり、この作業そのものが点検整備の行程の一部となる。したがって、業者から見積書を徴することは点検業務の一部を請け負わせる行為を伴うため、複数見積りを行うことは不相当であり、見積書を徴した業者への一者随意契約とならざるを得ない。」とするものである。しかし、法定点検、車検等の委託契約において、複数の者から見積書を徴取している所属もあることから、上記の理由は根拠に欠けているため妥当ではない。そこで、本来見積り合わせをすべきであったと認められる契約を集計すると、89件、9,943,835円となる。

【島原振興局】

今後は、3万円を超える契約を行う場合は複数の者から見積書を徴取することとしました。

【東京事務所】

現在は複数見積りによる業者選定に改めております。

【諫早食肉衛生検査所】

監査結果を受け、法定点検、車検等の契約において、今後の見積り合わせによる契約の参考とするため、既に見積り合わせにより契約を行っている所属へ実施状況を確認した。なお平成30年度の法定点検については、すでに行政監査実施前に施行済みであったため、平成31年度からの法定点検、車検等の契約に関しては、複数の者から見積書を徴取することとし、適切な執行に努めてまいります。

【川棚食肉衛生検査所】

令和元年度からは車検等の契約においては、管財課が示したマニュアル等を参考に施行時に複数見積りを明記し仕様書を作成したうえで複数の者から見積書を徴収します。
なお、平成30年度については、車検は実施しておらず法定点検も3万円を超えていなかったため、複数見積りは行っておりません。

【窯業技術センター】

平成30年度の契約から、1件の予定価格が3万円を超える車検、法定点検については、二者以上の見積書を徴して相手方を決定するように改めました。
今後は、財務規則に則った適正な事務処理を実施いたします。

【総合水産試験場】

今後は、法定点検、車検等の委託契約において、複数の者から見積書を徴取いたします。

【農業技術開発センター】

公用車の整備・点検に際しては、指摘にある考え方のとおり、これまで一者随意契約としてきましたが、他機関では複数見積りで実施されている例もあることから、今回の指導を受け、見積り合わせを実施することといたしました。

平成31年3月に車両整備に関する説明会を開催し他機関の実施方法を参考として、センター内全部門の車両関係者に対し、見積り合わせの実施方法等を周知いたしました。

今後とも、同様の事案が生じないよう、職員相互によるチェックや、関係規則等の遵守を職員に徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。

【石木ダム建設事務所】

今後は、3万円を超える法定点検、車検等の委託契約において、複数の者から見積書を徴取し、見積合せを行います。

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名:(上五島福祉事務所)	
第3-3-(2) 見積り合わせを実施した場合の変更契約について	
<p>1所属の2件の契約について、車検等の委託時に、当初から発注予定であった整備項目を見積執行通知書に記載せずに、見積書を徴取し、委託内容の一部のみで見積決定をし、その後、この2件の契約の委託決定業者に、当初から発注予定であった整備項目を追加発注し、契約内容を変更していた。しかし、そもそも当初から発注予定の委託内容がある場合は、委託の全体金額により見積決定をすべきであり、一部の項目で見積り合わせを行うことは妥当でないことは言うまでもない。</p> <p>また、当該変更契約については、変更予定価格を事前に算出すべきところ、これを算出していなかった。結果として、うち1件の契約について変更契約に係る予定価格を超過した金額で契約をしていた。</p>	<p>【上五島福祉事務所】</p> <p>今後、車検等を実施する場合は、参考見積を徴取する際に事前に把握可能な整備項目も含めたうえで見積執行を実施します。</p> <p>また、当初想定していた項目の他に整備が必要となり、変更契約が必要となった場合は、変更予定価格を事前に算出し適正に変更契約を行うようにします。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
<p>所属名：(危機管理課、管財課、漁業振興課、港湾課、長崎振興局、長崎港湾漁港事務所、県央振興局、島原振興局、県北振興局、上五島支所、壱岐振興局、対馬振興局、計量検定所、環境保健研究センター、上五島福祉事務所、佐世保こども・女性・障害者支援センター、開成学園、農林技術開発センター、農業大学校、肉用牛改良センター、石木ダム建設事務所)</p>	
<p>第3-3-(3) 契約の履行について</p>	
<p>車検等を委託する場合において、委託業務の主目的は言うまでもなく車検証の交付であることから、車検等の履行確認が適切かつ確実に実施されているか確認したところ、平成29年度に車検等を実施した301台の公用車のうち、33.6%に当たる25所属の101台において、車検証が交付される前に履行確認を行っていた。</p>	<p>【危機管理課】 今後は、車検証の交付をもって履行確認を行うことといたします。</p>
	<p>【管財課】 現在では、車検証の交付をもって履行確認を行なうよう改めております。</p>
	<p>【漁業振興課】 車検証の交付を確認したうえで、履行確認を行うよう管理委託先に周知及び指導を行い、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
	<p>【港湾課】 平成29年度に車検整備を実施した3台の車両のうち1台について、車検証が交付される前に履行確認を行っていました。これは、担当者の認識不足によるものであり、今回の指摘を踏まえ、車検証の交付を確認し、適切な履行確認を行ってまいります。</p>
	<p>【長崎振興局】 履行確認の際は、車検証の交付日を確認するとともに、業者に対しても車検満了日までに確実に出示してもらうよう電話連絡しています。 また、令和元年度から公用車修繕の仕様書に、履行期限内に車検証を交付するよう明記するようにしました。</p>

【長崎港湾漁港事務所】

車検切れとならないよう車検満了日前の日付を納期限として発注し、点検整備後、納期限内に車両が返却されたため、当該返却日を履行確認日としていたものですが、自社工場で車を点検して書類だけ運輸支局へ提出するケースでは、「保安基準適合標章」が貼付した状態で車両が返却され、車検証が後日作成されるため、履行確認日と車検証の日付が前後したものと思料されます。

今後は、車検証の交付をもって履行確認を行うこととし、納期限内に車検証の交付されるよう仕様書に明記することとします。

【県央振興局】

今後は、車検証及び車検証シールの受領をもって履行確認を行うよう改め、局内の公用車管理各担当課へ周知を行いました。

【島原振興局】

履行確認について、自動車検査証交付日以降に改め、局内の関係課ならびに経理班へも説明を行い、今後、取り扱いに誤りが無いよう周知を図りました。

【県北振興局】

公用車の車検については、車検が終了し、保安基準適合標章が貼付された状態で納車された数日後、車検証が交付されます。保安基準適合標章が交付されれば公用車を使用することは道路運送車両法上、問題はないことから、公用車の有効利用を図るため、車検証の交付前に履行確認を行い、公用車を使用していました。

指摘を受け、車検証の交付をもって履行確認を行うこととしました。

【上五島支所】

監査以降は、業務期間内に新しく交付された車検証を県へ納品することを仕様書に記載し、車両の受領で履行確認を行うことがないよう、徹底しています。

【壱岐振興局】

局内部課長会議においても議題にあげ、車検証及び車検証シールの受領をもって履行確認を行うよう改めました。

【対馬振興局】

車検にかかる履行確認の考え方を局内車両管理所属に対し、改めて周知するとともに、車検を発注した所属が請求書を経理担当へ提出する際に、履行確認の証拠書類として車検証の写しを添付することで、車検証交付前の履行確認が行われないよう再発防止を図ることとします。

【計量検定所】

車検証交付よりも前に納車があるため、納車日で履行確認を行っていましたが、今後は車検証の交付を待って履行確認を行います。

【環境保健研究センター】

今後は、車検証交付後に履行確認を行うこととし、支出書類に車検証の写しを添付するなど適切な履行確認を行ってまいります。

【上五島福祉事務所】

車検等に係る履行確認において、当所では車検車両の確認を持って行っていました。
今後は、車検証の交付の確認を持って履行確認を行うこととします。

【佐世保こども・女性・障害者支援センター】

今後は、車検証の交付日に履行確認を行います。

【開成学園】

車検の際は、必ず交付を受けた車検証による履行確認を行ってまいります。

【農林技術開発センター】

車検時の履行確認日を、整備工場から車検が終了し、車が戻ってきた日(車検証が間に合わない場合は保安基準適合標章を受領した日)と、誤った認識をしていたものです。

今回の指摘を受け、平成31年3月に車両整備に関する説明会を開催し、センター内全部門の車両関係者に対し、車検証の交付日をもって履行確認日とすることを周知いたしました。

今後は、同様の事案が生じないよう、職員相互によるチェックや、関係規則等の遵守を職員に徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。

【農業大学校】

車検時の履行確認について、履行確認日を納車があった日(車検証が納車日に間に合わない場合は保安基準適合標章を受領した日)と誤って認識していたものです。

今回の指摘について学科長会議等において指摘内容の説明を行い、履行確認日は車検証の交付日であることを周知いたしました。

今後の事務処理の際には車検完了後に車検証の写しを総務課へ提出することを徹底させ、交付日の確認を行うこととし、適正な事務処理に努めてまいります。

【肉用牛改良センター】

車検証交付日をもって履行確認とすべきところを、自動車整備業者が検査作業を終了し、保安基準適合証とともに納車をした日を履行確認日としたため、車検証交付前となっていたことから、今後は、車検証の交付日をもって履行確認日とするよう周知いたしました。

また、車検代の支出命令の際、これまで履行確認用根拠書類として求めていなかった車検証の写しを今後は添付するようにし、その他の委託業務においても、履行確認の方法・確認日等について今一度再点検しながら適正な事務処理に努めてまいります。

	<p>【石木ダム建設事務所】 履行確認方法の不案内により、納車をもって履行確認済みとしておりました。 今後は、車検証の交付を確認し、適切な履行確認を行ってまいります。</p>
<p>所属名：(新幹線用地事務所)</p>	
<p>第3-3-(3) 契約の履行について</p>	
<p>1所属2台のリース公用車について、契約書上リース公用車の修繕費用については、リース会社の負担となっているところ、修繕の理由(経緯)を明らかにしないまま県が修繕費用を負担しており、修繕の根拠が不明確なものがあつた。</p>	<p>県の他の機関では仕様書により事故による車両の毀損や経年劣化による腐食・老化に関しては県の負担と定めておりますが、当事務所の仕様書には当該部分を記載しておらず、契約書作成時の不備であるため、適正な仕様書に修正いたしました。 また、県で修繕する判断を行った経緯について口頭による説明は行っておりましたが、理由(経緯)に関する資料を添付していなかったため、現在は、後日においても理由が確認できるよう資料により保存するよう改善しております。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
<p>所属名：(五島振興局、消防学校、環境保健研究センター、農林技術開発センター、肉用牛改良センター)</p>	
<p>第3-4-(2) 適切な日常点検の実施について</p>	
<p>これまでに日常点検を実施したことがなかったり、日常点検を実施したとしているが点検の記録がなかったりしている公用車が8所属で28台見受けられた。</p>	<p>【五島振興局】 今後は、管財課から示されているマニュアル等に従って、日常点検を実施し、点検を記録を保存するよう行ってまいります。</p>
	<p>【消防学校】 平成30年12月13日に日常点検整備チェックリストを公用車に備え付け、チェックリストによる日常点検を実施するように改善いたしました。</p>
	<p>【環境保健研究センター】 自動車の「日常点検チェックリスト」による点検及び記録を確実に実施してまいります。</p>
	<p>【農業技術開発センター】 農林技術開発センターでは、2部門の2台について、日常点検は実施しておりましたが、点検の記録を残しておりませんでした。 これは、日常点検について適正な認識が欠如していたためであり、今後は、日常点検記録票様式を作成し、説明会を開催することによりセンター全体に周知、徹底することとしました。 今後は、同様の事案が生じないよう、職員相互によるチェックや、関係規則等の遵守を職員に徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

【肉用牛改良センター】

貨物自動車等については、道路運送車両法に従って日常点検を実施する必要があることを認識していませんでした。

このため、運転日誌を新たに作成し、日常点検もチェック出来る一体的な様式へ変更しました。

また、始業点検表への記入状況を日常的に総務課長が確認し、適正な事務処理に努めてまいります。

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【意見】

監査の結果	講じた措置
所属名:(管財課)	
第4-1 規程の改正等について	
<p>サービス規程は、運転士及び運転士以外の職員(県職員全て)に適用され、運転士である職員が規程を遵守することは勿論、運転士以外の職員であっても自動車運転に従事する場合はこの規程の例によりサービスすることとなっているが、実際には、規程と異なる様式が要綱、通知等により作成されている状況は妥当ではない。</p> <p>については、管財課において関係所属と必要な調整を行うなどしてサービス規程等の改正を検討すべきである。</p>	<p>サービス規程と要綱及び通知等の内容をしっかり精査し、人事課と協議しながら様式を含めた必要な改正を行ってまいります。</p>
第4-2 法定点検及び車検等の実施の徹底について	
<p>管財課は、法定点検等について実施の徹底を指示する通知を発出するに当たり、道路運送車両法の抜粋等を添付しているが、結果として多くの実施漏れが生じている。これについて、特に実施漏れが多いのは貨物及び特種車両で点検の間隔が3か月及び6か月の公用車、並びに県の外部に貸し付けている公用車であることから、これらの法定点検等が必要となる場合の一覧表を示すなどして、実施漏れが生じないように周知徹底を図るべきである。</p> <p>また、管財課は、車検等の実施については、これまで通知等による指導、注意喚起等を行ったことは無く、結果として車検等の実施漏れが発生している。これについては、公用車の管理担当者任せとなっている現状が見受けられることから、例えば管理担当者的上司や公用車の使用者等、管理担当者以外の者が事前に気付くような仕組み、体制等を考えて、その構築を指導すべきである。</p>	<p>本庁全所属及び公用車保有地方機関宛てに、「公用車の車検及び車検の中間に行う定期点検整備実施の徹底(平成31年3月6日付30管第216号)」のとおり通知済みです。また、平成31年3月11日の各部局主管課長会議においても周知を図っております。</p> <p>また、公用車情報(一覧表)について、車検の有効期限に加えて法定点検実施時期を追加して、全ての公用車の点検予定をとりまとめ、車検および法定点検の実施が必要な車両について、所管部局へ周知を行ってまいります。</p>

第4-3 公用車の点検、整備等に係る契約事務の改善について

公用車の点検、整備等に係る契約においては、以下のように各所属が不適切、非効率な契約関係業務を実施している状況が認められる。

① 予定価格が3万円を超える場合は2者以上の者から見積書を徴取して見積り合わせを行うこととなっているにもかかわらず、合理的な理由なくこれを行っていないこと。

② 見積り合わせを実施する場合においても、委託内容の一部のみで見積り合わせを行ったり、変更予定価格を算出していなかったりなどしていること。

③ 契約の履行において、業務の主目的である車検証の交付前に履行確認を行っていたり、リース公用車について、修繕に至った理由・経緯等を十分確認しないまま契約書の規定と異なる処理を行っていたりしていること。

④ 車両消耗品の交換基準を定めていなかったり、整備箇所を特定するための参考見積書を業者から無料で徴取して仕様書を作成し、その都度契約を行っていたりしていること。

については、管財課が、庁用自動車の整備管理の総括及び指導をする立場として、例えば、入札・契約事務マニュアル等において適切、効率的な契約例等の紹介、解説を行うなど、各所属が適切かつ効率的に契約事務を行えるような技術的助言を行うことで一定の方向性を示すべきである。

各地方機関における受注可能業者の状況等の実情を確認し、その上で適切かつ効率的な事務取扱い事例を示しながら、各所属への技術的な助言等を行ってまいります。

第4-4 適切な日常点検の実施について

日常点検の実施方法については、対象車両について各所属で理解が十分でなかったり、作成書類について混乱が生じていたりしている。

については、管財課が、対象車両を明確にし、規程改正の内容と整合するように作成書類を整理するなどして日常点検マニュアルを改訂すべきである。

現在の規程や通知を精査し、対象車両や作成書類を整理するとともに日常点検マニュアルを改訂し、適切な日常点検の徹底に努めてまいります。

第4-5 公用車情報の調査について

共用車両への移行等を目的にして全庁的な情報共有をしている公用車情報調査において、根拠が不明で不正確な情報が共有されていることは妥当ではない。

については、正確な情報に基づいて現有の公用車の有効活用ができるよう、各所属に対して共用車両への移行ができない根拠を記載させ、管財課が必要に応じて内容を確認するなどの体制を構築することを検討すべきである。

令和元年度の公用車情報調査から、十分な確認を踏まえたうえで記載するよう指導するとともに、必要に応じヒアリング等を行ない、正確な情報の把握に努めてまいります。

3 1 議 第 3 1 号
令和 元 年 5 月 2 2 日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	山田	朋子	様
長崎県監査委員	山本	由夫	様

長崎県議会事務局長 木下 忠 印

平成 30 年度行政監査監査結果に係る措置について（通知）

平成 31 年 3 月 12 日付 H30-21000-00911 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名:(議会事務局)	
第3-3-(1) 一者随意契約について	
<p>契約の目的・性質により相手方が特定される場合等の理由があるものについては見積り合わせを省略する(以下「一者随意契約」という。)ことができるため、所属によっては次のような理由により一者随意契約を行っていた。すなわち、「業者から見積書を徴取するためには、車両を預け、整備工場で専用工具や検査機器類を使用して検査を行いながら修理や部品交換が必要な箇所を抽出させることとなり、この作業そのものが点検整備の行程の一部となる。したがって、業者から見積書を徴することは点検業務の一部を請け負わせる行為を伴うため、複数見積りを行うことは不相当であり、見積書を徴した業者への一者随意契約とならざるを得ない。」とするものである。しかし、法定点検、車検等の委託契約において、複数の者から見積書を徴取している所属もあることから、上記の理由は根拠に欠けているため妥当ではない。そこで、本来見積り合わせをすべきであったと認められる契約を集計すると、89件、9,943,835円となる。</p>	<p>今後、車検等を委託する場合は、複数の者から見積書を徴取するよう改めております。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名：(議会事務局)	
第3-3-(3) 契約の履行について	
車検等を委託する場合において、委託業務の主目的は言うまでもなく車検証の交付であることから、車検等の履行確認が適切かつ確実に実施されているか確認したところ、平成29年度に車検等を実施した301台の公用車のうち、33.6%に当たる101台において、車検証が交付される前に履行確認を行っていた。	今後、車検等を委託する場合は、車検証の交付をもって履行確認を行なうよう改めております。

30教総第163号
令和元年5月27日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	山田	朋子	様
長崎県監査委員	山本	由夫	様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

平成30年度行政監査監査結果に係る措置について（通知）

平成31年3月12日付 H30-21000-00911 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
<p>所属名：(島原農業高等学校、諫早農業高等学校、北松農業高等学校、西彼農業高等学校、鹿町工業高等学校、大村城南高等学校)</p>	
<p>第3-2-(2) 法定点検等の実施漏れについて</p>	
<p>法定点検等の実施状況について、監査対象公用車の630台を対象に確認したところ、平成29年度に県において法定点検等を行う必要のあった公用車は373台あったが、実際に適切に法定点検等を行っていたのは307台であり、22所属において、66台の実施漏れがあった。これについて実施漏れのある車両の台数を実施必要車両の台数で割った実施漏れ率を算出すると、17.7%であった。</p>	<p>車検は行っていたが、法定点検整備は、「点検を受けるほうが望ましい」というような誤った認識を持っていたことが原因です。 職員全員が、法定点検整備の必要性について、法令・通知等をもとに共通認識を持ち、点検時期についても適正に実施していくことを確認しました。</p>
<p>所属名：(生涯学習課)</p>	
<p>第3-2-(2) 法定点検等の実施漏れについて</p>	
<p>貸付先において法定点検等を行う必要のあった車両は28台であったが、実際に適切に法定点検等を行っていたのは10台で、5所属において、18台の実施漏れがあり、実施漏れ率は64.3%と高率となっていた。</p>	<p>青少年教育施設の指定管理者に対して、法定点検や日常点検の実施の徹底について文書を発出しました。 平成30年12月に法定点検を実施しております。今後は道路運送車両法に基づく定期点検を半年毎に設定し、年2回の実施を徹底いたします。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名：(体育保健課、長崎図書館、島原農業高等学校)	
第3-3-(1) 一者随意契約について	
<p>契約の目的・性質により相手方が特定される場合等の理由があるものについては見積り合わせを省略する(以下「一者随意契約」という。)ことができるため、所属によっては次のような理由により一者随意契約を行っていた。すなわち、「業者から見積書を徴取するためには、車両を預け、整備工場で専用工具や検査機器類を使用して検査を行いながら修理や部品交換が必要な箇所を抽出させることとなり、この作業そのものが点検整備の行程の一部となる。したがって、業者から見積書を徴することは点検業務の一部を請け負わせる行為を伴うため、複数見積りを行うことは不相当であり、見積書を徴した業者への一者随意契約とならざるを得ない。」とするものである。しかし、法定点検、車検等の委託契約において、複数の者から見積書を徴取している所属もあることから、上記の理由は根拠に欠けているため妥当ではない。そこで、本来見積り合わせをすべきであったと認められる契約を集計すると、89件、9,943,835円となる。</p>	<p>【体育保健課】 今後は、二者以上から見積書を徴取することとします。</p> <p>【長崎図書館、島原農業高等学校】 公用車は市町立図書館への図書等の運搬・巡回業務や授業等で使用しており、巡回業務や授業等に支障が生じないように、短期間での点検・修理等が可能な業者と一者随意契約を行っていました。 今後は、点検・修理等を短期間で行うことが可能な業者の選定を行い、複数の者から見積書を徴取することとします。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名:(島原農業高等学校、諫早農業高等学校、北松農業高等学校)	
第3-3-(3) 契約の履行について	
<p>車検等を委託する場合において、委託業務の主目的は言うまでもなく車検証の交付であることから、車検等の履行確認が適切かつ確実に実施されているか確認したところ、平成29年度に車検等を実施した301台の公用車のうち、33.6%に当たる25所属の101台において、車検証が交付される前に履行確認を行っていた。</p>	<p>納車後直ちに業務で使用することから、保安基準適合標章が貼られた車両の確認を履行確認と誤認識していたことが原因です。 年度当初に、事務室職員全員で今回の指摘事項となった原因について、共通理解を図りました。また、道路運送車両法、財務規則及び入札・契約事務マニュアルを教材にし、校内研修を実施しました。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名:(大村城南高等学校)	
第3-4-(1) 公用車等運転確認簿による所属長等の確認について	
<p>「交通法規の遵守について」によれば、交通法規の遵守等のため公用車を運転する場合には、公用車等運転確認簿に、免許証の有効期限、アルコールチェック、健康状態等を記録し、原則として所属長が確認することとされている。しかし、公用車等運転確認簿による所属確認が、全く行われていないものが1所属で見受けられた。</p>	<p>事務室及び関係職員全員で、通知をもとに共通認識を持ち、全車両に公用車等運転確認簿を備え付け、所属長等の確認を行うなど、安全運転に努めることを確認しました。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名:(生涯学習課、新幹線文化財調査事務所、大村城南高等学校)	
第3-4-(2) 適切な日常点検の実施について	
<p>これまでに日常点検を実施したことがなかったり、日常点検を実施したとしているが点検の記録がなかったりしている公用車が8所属で28台見受けられた。</p>	<p>【生涯学習課】 青少年教育施設の指定管理者に対して、法定点検や日常点検の実施の徹底について文書を発出しました。この文書において、これまでの運行日誌の様式を改正し、車の日常点検の項目を追加して、運行前の点検、記録を徹底し、乗車するよう通知しています。</p> <p>【新幹線文化財調査事務所】 平成30年度から公用車は保有していませんが、平成29年度に日常点検が必要であるにも関わらず行なっていなかった事は、所属長はじめ関係職員の制度に対する認識不足が原因であるため、点検整備制度や点検マニュアルの再確認を行い、日常点検の意識付けの強化に努めました。</p> <p>【大村城南高等学校】 公用車の日常点検の必要性について認識していなかったことが原因です。 事務室及び関係職員全員で、通知及び「自動車の日常点検マニュアル」をもとに共通認識を持ち、全車両に「自動車の日常点検チェックリスト」を備え付け、車を運行する前には必ず点検しなければならないこと、特に長距離走行や高速道路走行の出発前には念入りに点検すること、契約している給油スタンドで公用車の利用頻度に応じた点検を依頼することについて確認しました。</p>